

(第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千九百九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 日本国の平成二十一会計年度において予算に計上された日本国が提供する資金の額は、三億三千六百万

合衆国ドル（三三六、〇〇〇、〇〇〇ドル）である。日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十一会計年度において前記の額の資金の提供を行う。

2 各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3 付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千九年七月十一日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェームス・P・ズムワルト殿

日本国外務大臣 中曾根弘文

付表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業（第一段階）

一億二千四百八十万合衆国ドル（二二四、八〇〇、〇〇〇ドル）

アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業

二千七百万合衆国ドル（二七、〇〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における基地内基盤整備事業

一億六千九百十万合衆国ドル（二六九、一〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアプラ地区における港湾
運用部隊の司令部庁舎及び診療所）

千五百十萬合衆国ドル（一五、一〇〇、〇〇〇ドル）

合計 三億二千六百萬合衆国ドル（三三六、〇〇〇、〇〇〇ドル）

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年七月十一日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使

ジェームス・P・ズムワルト

日本国外務大臣 中曾根弘文閣下